

# 須崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和元年6月28日

須崎市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消に努めていく一方、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

本市の農業は、冬季の温暖で多照な自然条件を活かした施設園芸、露地野菜、水稻、中山間地域では、果樹栽培等が行われている。施設園芸では、みょうが、きゅうり、ししとう、花卉等の農産物が生産されており、特にみょうがについては、日本一の生産量を誇っている。

しかし、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の増加が懸念されていることから、それに向けた対策を図ることが求められている。また、本市は、平地と中山間が混在し、農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実情に応じた取り組みを推進していく必要がある。

地域の強みを生かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、須崎市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、令和5年度を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごと（状況変更があれば必要の都度）に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	825ha	15.7ha	1.9%
2年後の目標 (令和3年3月)	824ha	11.1ha	1.3%
目 標 (令和6年3月)	823ha	6.6ha	0.8%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制による利用状況調査と利用意向調査を実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成30年3月)	825 ha	270.5 ha	32.78%
2年後の目標 (令和3年3月)	824 ha	280.5 ha	34.04%
目 標 (令和6年3月)	823 ha	290.5 ha	35.29%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」への積極的な参画について

地域ごとの人と農地の問題解決のため「地域における農業者等による協議の場」を通じた話し合いの活発化を図るため、農業委員及び推進委員も積極的に地域の協議に参加する。

② 農地中間管理機構との連携について

市、農協、農地中間管理機構等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

農業委員及び推進委員は、農地の所有者と地域の担い手農業者の仲介役となり、市、県、農協、農地中間管理機構等と連携し、農地集積・集約に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （取得面積）	新規参入者数（法人） （取得面積）
現 状	1 (0.25ha)	0
2年後の目標 (令和3年3月)	3 (0.9ha)	1 (0.5ha)
目 標 (令和6年3月)	6 (1.8ha)	2 (1ha)

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

市、農協、県と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域受入条件の調整等の役割を担う。